

紀 宝 町 職 員 募 集 要 項

1. 職種及び採用予定人員

- | | |
|-----------|------|
| ① 事務職（一般） | 2名程度 |
| ② 保健師 | 1名程度 |

2. 採用予定年月日

令和8年4月1日

3. 受験資格

【①事務職（一般）・②保健師 共通】

- （1）令和7年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する方で、採用後、紀宝町に居住できる方
- （2）学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した方、または令和8年3月卒業見込みの方
- （3）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

【①事務職（一般）】

- （1）平成3年4月2日以降に生まれた方

【②保健師】

- （1）昭和61年4月2日以降に生まれた方
- （2）保健師の資格を有する方、または令和8年3月31日までに資格取得見込みの方（令和8年3月31日までに資格を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。）

4. 受験手続

（1）提出書類

- 申込書兼履歴書（紀宝町交付のもの）・・・1通
- 写真2枚（縦4cm×横3cmのサイズで、3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。1枚は①の申込書兼履歴書に貼付して提出、1枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出）
- 受験資格を確認できる書類

【①事務職（一般）】

- ・ 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
- ・ 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合は、父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
- ・ 最終学校の卒業証明書、または卒業見込み証明書・・・1通
- ・ 最終学校学業成績証明書・・・1通 ※学校での保存期間が過ぎている等の理由により発行できない場合は、発行できないことを証明してもらってください。

【②保健師】

- ・ 本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通
- ・ 本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合は、父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
- ・ 保健師免許証の写し。免許取得見込者は、最終学歴の卒業（見込）証明書等国家試験の受験要件を満たしていることを証明する書類・・・1通

（2）受付期間

令和7年7月25日（金）から令和8年8月19日（火）まで

（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、8月19日（火）午後5時15分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

（3）受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701 紀宝町鶴殿 324 番地 紀宝町役場総務課 電話 0735-33-0333

5. 試験内容

【第1次試験（択一式）】

①事務職（一般）

科 目	内 容	出題数	解答時間
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	40 題	120 分
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査	150 項目	20 分

②保健師

科 目	内 容	出題数	解答時間
専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論	30 題	90 分
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査	150 項目	20 分

【第2次試験】 ①事務職（一般）・②保健師 共通

作文試験及び面接試験（集団討議を行う場合があります）

※ただし、第1次試験合格者のみ

6. 試験の日時及び会場（※8月下旬に実施通知・受験票を送付します。）

区 分	日 時	会 場
第1次試験	令和7年9月21日（日） 【事務職（一般）】 試験：午前9時開始 受付：午前8時30分～8時45分 【保健師】 試験：午後1時00分開始 受付：午後12時30分～12時45分	紀宝町役場内会議室 （紀宝町鵜殿324番地）
第2次試験	令和7年10月26日（日）予定 【全職種共通】 試験：午前9時開始 受付：午前8時30分～8時45分	

7. 合否決定

第1次試験結果・第2次試験結果とも、合否判定ができ次第、速やかに受験者全員に郵送で通知します。

8. 試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

- ① 請求できる人・・・受験者本人
- ② 提供内容・・・・・・・・本人の各試験結果
- ③ 提供期間・・・・・・・・発表から1か月間

9. 給与及び服務

- ① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給（令和7年4月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で220,000円、短大卒で204,400円、高校卒で188,000円。保健師の初任給は、大学卒で255,400円、短大2年卒で240,600円でした。）
- ② 昇給・・・原則として、1年に1回
- ③ 勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、勤務課所によって異なることがあります。）
- ④ 休日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始
（ただし、勤務課所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
- ⑤ 有給休暇・・・年次休暇は1年につき20日（採用年は15日）、このほか特別休暇等があります。

10. その他

- ① 採用予定人数は変更になる場合があります。
- ② 試験の成績によっては、採用者がいない場合があります。
- ③ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

※ 地方公務員法第 16 条の欠格条項とは

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者